特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
15	後期高齢者医療制度に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

弘前市は、後期高齢者医療制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

弘前市長

公表日

令和8年2月20日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療制度に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、青森県後期高齢者医療広域連合と連携し、各種届出の受付や資格確認書等の引き渡し等の窓口業務及び保険料の徴収等の事務を行う。 特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおりである。 1　被保険者の資格に関する事務 2　保険料の賦課、徴収、減免に関する事務 3　保険料の収納及び滞納管理に関する事務 4　保険料の還付処理に関する事務 5　医療給付に関する事務 6　情報提供・照会に関する事務 ・後期高齢者医療保険料の還付において、公金受取口座での受取希望が生じた都度、公金受取口座情報を得るため、照会し回答を得る。 ・還付金受領者が還付請求書を提出する際に、還付口座情報の記入が不要となる。
③システムの名称	（システム標準化前） 青森県後期高齢者医療広域連合電算処理システム、住民情報システム、中間サーバー （システム標準化後） 青森県後期高齢者医療広域連合電算処理システム、住民情報システム、住登外者宛名番号管理機能、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
住民基本台帳情報ﾌｧｲﾙ、住登外登録情報ﾌｧｲﾙ、期割情報ﾌｧｲﾙ、収納情報ﾌｧｲﾙ、滞納情報ﾌｧｲﾙ、保険者情報ﾌｧｲﾙ、賦課情報ﾌｧｲﾙ、所得課税情報ﾌｧｲﾙ

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項　別表の85の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表省令第46条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号別表　85項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども部　国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長

6. 他の評価実施機関
青森県後期高齢者医療広域連合

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	弘前市役所 企画部 法務文書課　法務文書係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-40-0205 FAX　0172-35-7956
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	弘前市役所　健康こども部　国保年金課　後期高齢者医療係 036-8551 弘前市大字上白銀町１番地１ TEL 0172-40-7046 FAX 0172-39-6199
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対応策として、事務従事者限定でユーザIDを発行し、必要最小限のアクセス権限を付与しているほか、人事異動時にはユーザIDの発行・失効及びアクセス権限の追加・削除を適切に行っている。 漏えい・紛失等のリスクへの対応策として、紙媒体や電子記録媒体を施錠可能な場所へ保管しているほか、電子記録媒体内のデータの暗号化実施、利用する電子記録媒体を限定化している。 委託に関するリスクへの対応策として、再委託に関する事項・委託先の管理体制の確認・損害賠償について契約書へ規定している。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対応策として、事務従事者限定でユーザIDを発行し、必要最小限のアクセス権限を付与しているほか、人事異動時にはユーザIDの発行・失効及びアクセス権限の追加・削除を適切に行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月11日	Ⅰ-3　法令上の根拠	1　番号法第9条第1項　別表第一の59の項	1　番号法第9条第1項　別表の85の項	事後	
令和6年3月11日	Ⅰ-3　法令上の根拠	2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第46条	2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表省令第46条	事後	
令和6年3月11日	Ⅰ-4　②法令上の根拠	情報照会 番号法第19条第8号別表第二　82項 情報提供 番号法第19条第8号別表第二　80、83項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条	番号法第19条第8号別表　85項	事後	
令和6年3月11日	Ⅱ-1　いつ時点の計数か	令和5年11月1日　時点	令和6年11月1日　時点	事後	
令和6年3月11日	Ⅱ-2　いつ時点の計数か	令和5年11月1日　時点	令和6年11月1日　時点	事後	
令和8年2月20日	Ⅰ-1　②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、青森県後期高齢者医療広域連合と連携し、各種届出の受付や被保険者証等の引き渡し等の窓口業務及び保険料の徴収等の事務を行う。 特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおりである。 1　被保険者の資格に関する事務 2　保険料の賦課、徴収、減免に関する事務 3　保険料の収納及び滞納管理に関する事務 4　医療給付に関する事務 5　情報提供・照会に関する事務	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、青森県後期高齢者医療広域連合と連携し、各種届出の受付や資格確認書等の引き渡し等の窓口業務及び保険料の徴収等の事務を行う。 特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおりである。 1　被保険者の資格に関する事務 2　保険料の賦課、徴収、減免に関する事務 3　保険料の収納及び滞納管理に関する事務 4　保険料の還付処理に関する事務 5　医療給付に関する事務 6　情報提供・照会に関する事務	事後	
令和8年2月20日	Ⅰ-1　③システムの名称	青森県後期高齢者医療広域連合電算処理システム、住民情報システム、中間サーバー	（システム標準化前） 青森県後期高齢者医療広域連合電算処理システム、住民情報システム、中間サーバー （システム標準化後） 青森県後期高齢者医療広域連合電算処理システム、住民情報システム、住登外者宛名番号管理機能、中間サーバー	事後	
令和8年2月20日	Ⅱ-1　いつ時点の計数か	令和6年11月1日　時点	令和7年11月1日　時点	事後	
令和8年2月20日	Ⅱ-2　いつ時点の計数か	令和6年11月1日　時点	令和7年11月1日　時点	事後	